

議案第四十三号

和解について

右の議案を提出する。

平成二十四年三月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

- 一 件 名 税務システム整備委託契約の処理に関する和解
- 二 当 事 者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港 区

乙 東京都江東区福住二丁目五番四号

日本電子計算株式会社

三 事件の要旨

甲は、電子自治体に対応した区民サービスの一層の向上と環境変化に柔軟に対応できる効

率的な行政情報システムの構築を目的とした港区次期行政情報システムの構築の一環として、新たに税務システムの開発を計画した。

税務システムの開発に当たり、甲は、プロポーザル方式により選定した乙と、平成二十年七月から平成二十二年九月までの間、税務システムの設計及び開発の進行に合わせて、随意契約による計八件の税務システム整備委託契約を締結した。

甲は、税務システムについて、平成二十三年一月からの稼働を予定していたが、これらの契約における乙の履行遅滞が発生したため、稼働は、平成二十四年一月まで遅延した。当該履行遅滞による乙の債務不履行に伴い、他のシステムの開発等において必要な費用が発生し、これを負担した甲は、損害を被った。

四 和解条項

当事者間で和解の合意に達したので、甲が乙と締結した別紙一契約目録一から八まで記載の税務システム整備委託契約（以下「本件税務システム委託契約」という。）の処理について、次のとおり和解することとする。

(一) 乙は、甲に対し、本件税務システム委託契約の履行遅滞により、税務システム稼働が当初予定の平成二十三年一月から平成二十四年一月に遅延したことにより、甲に別紙二費用目録記載の請求費用が生じ、同目録記載の控除費用を控除した差引請求費用一億千四百九十五万千二百七十円の支払義務のあることを認める。

- (二) 乙は、甲に対し、(一)の差引請求費用を平成二十四年四月二十七日までに支払う。
- (三) 甲は、乙に対し、別紙一契約目録五記載の税務システム整備委託(その五 開発)に係る契約金額二億三千八百三十五万円から乙の契約上の債務である契約変更に伴う遅延違約金七百五十万二千四百七十四円を控除した額を、乙から契約の規定に従い請求された日から三十日以内に乙の指定する金融機関口座に振込送金の方法で支払う。
- (四) 乙は、甲が(三)の金員を支払う場合、その金額から、(一)で乙が甲に支払うべき一億千四百九十五万二千二百七十円を控除することを認める。
- 甲がこの取扱いをした場合、乙は(二)の支払いに代えて(一)の差引請求費用を支払ったものとみなす。
- (五) 甲と乙は、本件税務システム委託契約に関し、本和解条項に定めるもののほか、債権債務のないことを相互に確認する。

(別紙一)

契約目録

一

契約件名	税務システム整備委託(その一 設計)
契約内容	要件定義、基本設計

二
契約期間 平成二十年七月一日から平成二十年十二月二十六日まで
契約金額 八千四百二十六万二千五百円（支払済）

契約件名 税務システム整備委託（その二 開発）

契約内容 詳細設計

契約期間 平成二十一年二月一日から平成二十一年三月三十一日まで

契約金額 五千四百五万四千円（支払済）

三

契約件名 税務システム整備委託（その三 開発）

契約内容 プログラム開発、システム結合テスト、システムテスト

契約期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

契約金額 三億三百五十二万九千八百円（支払済）

四

契約件名 税務システム整備委託（その四 開発）

契約内容 システム拡張設計、プログラム開発

契約期間 平成二十二年二月十六日から平成二十二年三月三十一日まで

契約金額 三千百五十万円（支払済）

五

契約件名	税務システム整備委託（その五 開発）
契約内容	システムテスト稼働
契約期間	平成二十二年四月一日から平成二十三年一月三日まで
契約変更（一回目）	履行期間変更（平成二十三年三月三十一日）
契約変更（二回目）	履行期間変更（平成二十四年一月三日）
契約金額	二億三千八百三十五万円（未払）

六

契約件名	税務システム整備委託（その六 設計）
契約内容	窓口支援システム適用設計、他課照会設計
契約期間	平成二十二年七月十六日から平成二十二年九月三十日まで
契約金額	三百七十一万七千円（支払済）

七

契約件名	税務システム整備委託（その七 設計）
契約内容	所得情報準リアル対応設計
契約期間	平成二十二年八月二十三日から平成二十二年十月二十九日まで
契約金額	百六十三万八千円（契約合意解除）

契約件名	税務システム整備委託（その八 開発）
契約内容	所得情報追加設計及び開発、窓口支援システム適用開発
契約期間	平成二十二年九月十日から平成二十三年三月三十一日まで
契約金額	六百二十四万七千五百円（契約合意解除）

（別紙二）

費用目録

請求費用

一	住民記録システム整備委託料（システム対応費用）	九百九十三万三千円
二	外国人登録システム整備委託料（システム対応費用）	百二十二万四千三百円
三	国保・年金システム整備委託料（システム対応費用）	四千八百九十七万三千五十円
四	介護保険システム整備委託料（システム対応費用）	千五百八十万二千五百円
五	福祉総合システム整備委託料（システム対応費用）	千五百六十九万二千七百五十円
六	システム共通基盤整備委託料（システム対応費用）	六千五百十五万二千八十円
七	その他委託料（光ファイリングシステム保守費用等）	五百七十万六千二百二十三円
八	区職員人件費（産業・地域振興支援部税務課・総務部区政情報課）（超過勤務手当・	

臨時職員賃金・暫定配置職員人件費） 二千二百二十一万九百六十七円

以上合計一億八千三百六十九万四千七百七十円

控除費用

一 税務システム整備委託（その七 設計） 百六十三万八千円

二 税務システム整備委託（その八 開発） 六百二十四万七千五百円

三 税務システム保守委託 三千六十一万八千円

四 税務システム管理運用支援委託 三千二十四万円

以上合計六千八百七十四万三千五百円

差引請求費用

一億千四百九十五万二千二百七十円

（説明）

次期行政情報システム開発に係る税務システム整備委託契約の処理について、和解する必要があるのであるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。